

力若いそは伸

あしたに輝く青少年のために

環境浄化はみんなの願い

区民の皆さんの直接請求によって制定された「東京都豊島区不健全図書類規制に関する条例」が10月1日施行になりました。今回はこの条例施行に伴ない環境浄化や明るい住みよい街づくりについて、一緒に考えてみたいと特集号をおとけすることにしました。

環境浄化の活動

りません。しかし、地域の環境浄化につとめることは、社会を明るくすることであり、それが同時に、住みよい健康な街づくりにつながることを改めて見直す必要があるように思われます。

「参加」「開発」「平和」をテーマに青年たちの未来をみつめ、今なにをなすべきかを問ひかけた国際青年年（IYY）もまもなく終わろうとしています。

IYYは終わっても

ま「7月25日号でもお知らせしましたように、区民の皆さんの条例請求に基づいて、区議会での慎重審議され、可決、制定されたものです。

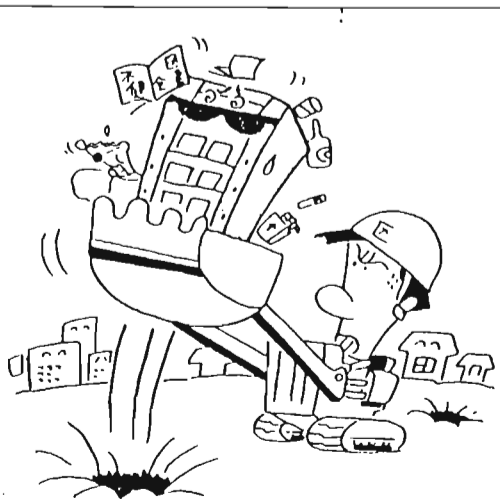
「参加」「開発」「平和」をテーマに青年たちの未来をみつめ、今なにをなすべきかを問ひかけた国際青年年（IYY）もまもなく終わろうとしています。本区においても、様々な事業が行われました。しかし、IYYは終わっても次代を担う青少年の健全な育成に終わりはありません。

有害環境とは

有害環境とは、青少年にとって有害な環境をいいます。有害環境とは、ひとりに言えば、青少年の正常な情緒の発達を阻害するもの、であるといえます。

「東京都豊島区不健全図書類規制に関する条例」の施行までの経緯

- ▶昭和60年5月11日
・区民11,467名の有効者名簿と共に条例制定の直接請求書が区長に提出される。
- ▶昭和60年6月1日・6月3日
・豊島区議会福祉衛生委員会において本条例案を審議。
- ▶昭和60年6月3日
・本会議において可決、成立。
- ▶昭和60年6月10日
・本条例の公布、制定。
- ▶昭和60年10月1日
・「東京都豊島区不健全図書類規制に関する条例」施行。



健全な環境づくりを

環境浄化活動を組織的に進めるためには、何といたっても広範な区民総ぐるみの運動が望まれるところですが、それには、それなりの体制を組むことが大切であり、目下各地区において、横のつながりを重視した組織の提唱や検討がなされています。21世紀にはばたく青少年のために、区側も住民も、また子ども、一休となつて、子育て中の方からた豊かな活動の場を若人たちに提供できるよう努力したいと思っております。

「東京都豊島区不健全図書類規制に関する条例」施行される

7月25日号でお知らせしましたように「東京都豊島区不健全図書類規制に関する条例」の全文および議会への上程時に付けられた区長の意見をまとめて掲載します。

本条例は9条からなり、「東京都青少年の健全な育成に関する条例」が健全育成に関する広範な内容であるのに対して、不健全図書類のみを規制の対象とし、都条例にはない自動販売機での販売制限等の規定を設けているのが特長です。

なお、現在、全国的にみると健全育成関係の保護条例は46都道府県に、また、20をこえる市町村において制定されています。(都内23区では今のところ当区以外制定されていません)

東京都豊島区不健全図書類規制に関する条例

(目的)
第一条 この条例は、青少年の健全な育成を図るため、これを害するおそれのある図書類の販売、頒布等を規制し、もって青少年のための良好な環境を維持することを目的とする。

(定義)
第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一 青少年 満十八歳未満の者をいう。
二 図書類 販売若しくは頒布又は閲覧に供する目的をもって作成された書籍、雑誌、文書、映画、写真並びに映写用の映画フィルム及びスライドフィルムをいう。

(区民の責務)
第三条 すべて区民は、青少年を健全に育成するため、これを害するおそれのある行為から青少年を保護するよう努めなければならない。

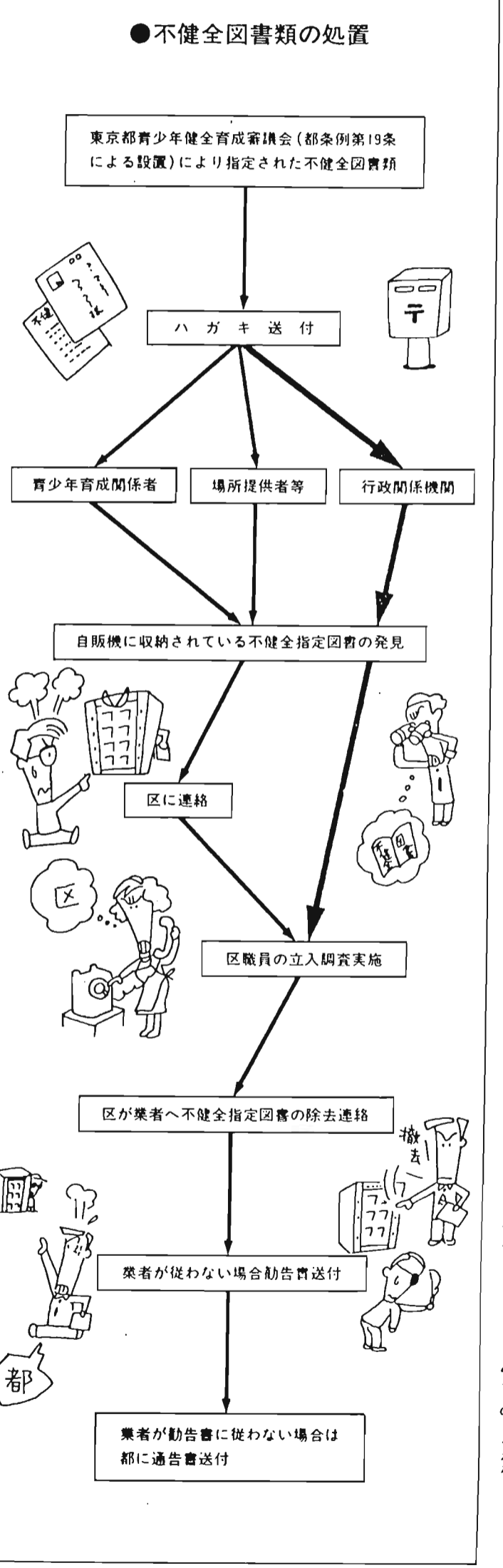
(不健全な図書類の販売の禁止)
第四条 図書類の販売又は貸付

並びに営業に關して図書類を頒布する者及びその代理人、使用人その他の従業者は、東京都青少年の健全な育成に関する条例(昭和三十九年東京都条例第百八十一号)第八条の規定に基づき、東京都知事が青少年の健全な育成を阻害するものとして指定した図書類を青少年に販売し、頒布し、又は貸し付けてはならない。

(自動販売機による販売制限)
第五条 図書類の販売者等は、前条に規定する図書類を自動販売機に収納してはならない。
2 図書類の販売者等は、現に自動販売機に収納されている図書類が新たに第四条の規定に該当したときは、直ちに当該図書類を自動販売機から除去しなければならない。

(自動販売機の監視義務)
第六条 自動販売機の設置場所を提供する者は、当該自動販売機に収納されている不健全指定図書類の発見

機に第四条に規定する図書類が収納されているかどうか監視に努めるとともに、収納されている図書類が同条に規定する図書類であることを発見したときは、直ちにその旨を区長に報告するよう努めなければならない。
(立入調査)
第七条 区長は、この条例の施行に必要な限度において、図書類を販売する場所に当該職員をして立入調査を行わせることができる。
2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

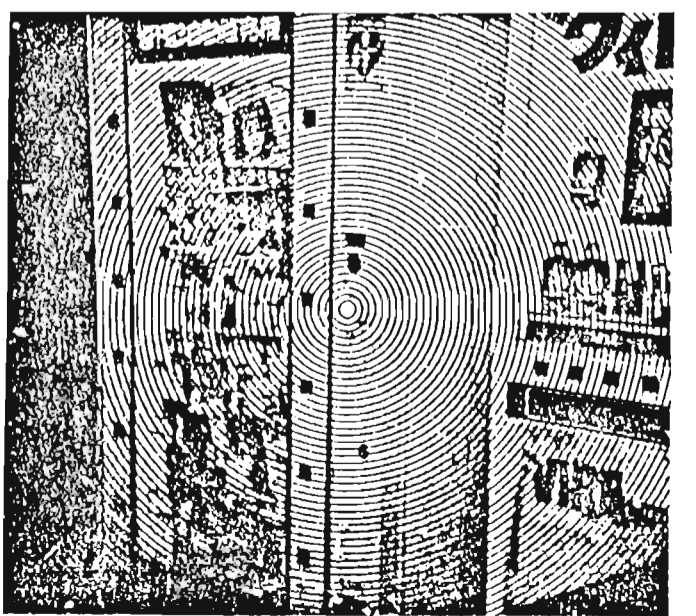


意見書

本条例案は、東京都と同様、不健全図書類の販売、頒布又は貸し付けを規制するとともに、東京都が条例による規制の対象としていない自動販売機への収納についても規制しようとするものである。
従って本条例案については、不健全図書類の自動販売機への収納の規制を効果的に実施することが出来るかどうかということが、その可否を判断するに当

て重要であると考え、本条例案第七條及び第八條に規定する三措置のうち、立入調査の実施と不健全図書類の除去の勧告については、これらの図書類の収納の規制について、一定の限界はあるにせよ、その効果を期待できるものと考え、しかし除去の勧告に従わない場合の知事への通告については、東京都が条例で不健全図書類の自動販売機への収納を規制していない

ことから、その実効性は都における行政指導と関係業者の自主規制に期待することとなる。
また、本条例を真に効果あるものとするためには、広汎な地域住民の理解と協力が不可欠であり、その積極的な参加と態勢づくりが急務である。



不健全図書類収納自動販売機

なお、本条例は、青少年の健全な育成という高次の社会的利益を守ることを目的とするものではあるが、その解釈及び運用に当たっては、憲法の保障する言論、出版その他の表現の自由について慎重な配慮をする必要があるものと考え、

「東京都豊島区不健全図書類規制に関する条件」に関わる今後の取り組みとその基本方針について

これは「東京都豊島区不健全図書類規制に関する条件」の施行にむけて、これからの運動をどのように進めていくかを具体的に示したものです。10月14日の青少年問題協議会で決定され、既にこの方針にそって活動が展開されています。以下、内容を紹介しますのでよろしくご協力の程をお願いします。

まえがき

不健全な図書が青少年の非行を生む原因の一つであるといわれ、その取り扱いはいつまでか論議されてきたところであるが、昭和40年代の後半から全国的に台頭してきた雑誌自動販売機の普及によって、さらに大きな社会問題となるに至った。

問題の背景と現状

雑誌自動販売機の普及要因とその規制の困難性
雑誌自動販売機の特徴として考えられることに、次のような点がある。



(1) 店舗における場合と異なり、他人の手を借りずに希望する品物が入りてくる。
(2) 営業時間の制限がなく、四六時中購入することができ、(3) 街頭に公開された状態にあるため、通行人が購買意欲をそられる。こうした利便性が、雑誌自動販売機の普及をもたらし、規定する「わいせつ」の文章等

6月10日「東京都豊島区不健全図書類規制に関する条件」が制定されたことは、青少年の健全育成運動、とりわけ雑誌自動販売機対策運動には大きな前進であった。しかしながら、一方基本的な視点からみると、法的規制が直ちに雑誌自動販売機普及の鎮静化に結びつくとは考えられず、本条例をよりどころとして、息の長い多数の人々の参加する強力な住民運動が展開されることこそ強く望まれるところである。

に抵触しないまでも、それに近い、いわゆる「ポルノ」出版物が、この特徴を利用して販売されているところの問題がある。しかし、青少年の健全育成に有害な影響を与える理由のみで、雑誌自動販売機を規制することは、(1) いわゆる「ポルノ」出版物は、「わいせつ」規定に該当するものでなく、出版・販売の自由は憲法で保障されている。(2) 青少年の健全育成という「公共の福祉」のために、「ポルノ」出版物すべてを規制することは、表現の自由の侵害にもなりかねない。(3) 雑誌自動販売機を一律に禁止することは、その取捨選択の種類の広範であるため不可能である。

り、地元関係者の協力により今日まで定期的に続けられてきた。その推移は、次表のとおりである。

調査年月	台数
52.1	168
52.8	160
53.11	172
54.7	176
55.10	169
56.11	173
57.11	151
58.11	140
59.11	112
60.7	84

「東京都豊島区不健全図書類規制に関する条件」について

1 条例制定の意義
「東京都豊島区不健全図書類規制に関する条件」は、1万1千

規制」を定め、遵守徹底を求めているが、この協議会自体が形骸化しつつあり、アウトサイダーが増えている。などから取捨選択すべての健全化を求めるのは、容易なことではない。

3 本区における雑誌自動販売機対策運動の概要
昭和51年3月青少年問題協議会において、地域環境浄化の問題の中で、雑誌自動販売機の指摘がなされ、その後、小委員会が設置されて検討を重ねた結果、昭和53年8月「雑誌自動販売機対策推進運動の進め方」を策定し、区内に広く環境浄化運動の推進を呼びかけた。

一方、実践活動としては、地区青少年育成委員会は各地区において環境浄化のキャンペーンや雑誌自動販売機の撤去要請等の運動をくりひろげ、また、青少年委員会は関係者と連携をとりながら雑誌自動販売機の定期的な調査を継続的に行ってきた。さらに、小学校・中学校PTA連合会は都議会及び区議会に対する「教育環境を守るため」の請願や陳情をはじめ、立看板による環境浄化の運動をくりひろげるなど地域ぐるみの熱心なかつ、地道な活動が積み重ねられてきたのである。

しかし、本条例の効果も最も期待されるのは、冒頭でも述べたように、広範な住民の理解と協力のもとにこれを契機とした一大住民運動が展開されることであり、息の長い住民主体の活動の推進を図ることにある。

2 条例の解釈
(1) 本条例の運用にあたっては、公共の福祉を目的とするものの、憲法の保障する言論・出版・その他の表現の自由についての配慮も念頭におき、条例の拡大解釈は回避すべきである。

(2) 本条例の不健全図書類規制については、「東京都青少年の健全育成に関する条例」の規制対象外である不健全図書類取捨自動販売機を主たる対象として行うものとする。

(3) 本条例第5条の雑誌自動販売機への取捨禁止が上記の都条例で指定する図書類のみに限られており、その指定図書は都条例に基づき審議会において決定されたものである。

本条例施行に伴い、仮に本区において別途審議会を設置すれば、指定図書の基本の整合性が保たれなくなり、いたずらに業者間の混乱を招き自主規制が求めにくくなる。また、適切な行政指導という点でも困難が予想される。

は、不健全図書類取捨自動販売機に指定図書類が取捨されている場合など、綿密な調査を必要とする特別の事由が生じた場合

1 基本的見解
本条例は多くの住民の要請により、直接請求という形で提出され、制定されたものである。それだけに、地元住民が自らの身近な問題としてとらえ、主体的立場で連帯をもって活動することを基盤におくべきである。さらに、行政においては、こうした住民運動が円滑に推進されるよう常に連携を密にし、情報の収集・提供を図ると共に、あらゆる機会をとらえて世論の喚起を呼びおこしながら、明るい街づくりを旨とし、総合的・継続的な運動の推進にむけて調整かつ普及を図っていくよう努めることが必要である。

2 行政の取り組み方
(1) 条例の趣旨の徹底を図るべく、関係団体等を対象にした説明会を開催する。
(2) 関係業者を訪問し、条例施行に関する資料を配布し周知を図る。
(3) 関係業者を訪問し、条例施行通知と趣旨説明及び自主規制・努力義務などに対する協力の要請を行う。
(4) 広報紙による特集号を組む。

(3) 上記推進委員会等が中心となって(又は個々の団体で)ステッカー・ポスター・ちらしを作成し、広く浄化運動を促進する。
(4) 地区青少年育成委員会が中心となり、青少年委員らと共に雑誌自動販売機の定期的実態調査をはじめ、環境浄化をそこの要因等の調査も実施する。

3 地域組織の取り組み方
(1) 実践活動の推進母体である地区青少年育成委員会・町会・PTA等の関係団体及び健全育成関係員が中心となって連携をとりながら、効果的、かつ、実践的な運動を展開する。
(2) 地区毎に各組織代表、関係機関からなる環境浄化推進委員会(仮称)等を結成し統一した方針の決定や情報交換、連絡調整を図る。
(3) 上記推進委員会等が中心となって(又は個々の団体で)ステッカー・ポスター・ちらしを作成し、広く浄化運動を促進する。
(4) 地区青少年育成委員会が中心となり、青少年委員らと共に雑誌自動販売機の定期的実態調査をはじめ、環境浄化をそこの要因等の調査も実施する。

悪書の追放だけで青少年を非行から守ることはできない。むしろ教育の現場や家庭の役割の中で、悪書を見せぬ、「読ませない」という思考から一歩踏み出し、よりよき文化に対する

眼識を育てていくことが必要である。もちろん、大人自身の自己規制はいうまでもないが、家庭においても家族みんなが対等に環境浄化について話し合い、また、子供たちのスポーツ活動や趣味・研究などへの関心を高め、心豊かな生活を築いていくことが望まれる。

美意識の養成や正しい性教育によって、子供たちが幅の広い心身ともに健全な営みを持つことができ、同時に非行防止につながることを願いに留めおかなければならないであろう。

地域環境浄化推進ポスターを募集しています

「東京都豊島区不健全図書類規制に関する条件」の施行に伴い、青少年健全育成のための環境浄化推進ポスターコンクールを、地区青少年育成委員会との連携により実施します。お寄せいただいた作品(入選作60枚)を本庁舎ロビーに展示して、ご来庁の皆さんに投票していただき優秀作品を決定する予定です。

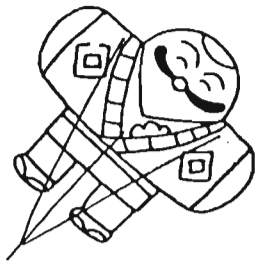


◇応募資格：小学5年生～中学3年生
◇募集締切：61年1月10日
◇作品テーマ：有害環境を追放し、明るいみんなの街づくりをめざして
◇詳細：婦人青少年課(青少年係) 274-112へお問い合せください。

各地区の青少年健全育成の活動状況



ボクスの好みはソーセージだけ…むさし嵐山デーキャンプ (第2地区)



大人は手を出さなあって…竹とんぼと木工作 (第1地区)



地域ぐるみの大パレード (第4地区)



うまく食べられないヨー (第3地区)

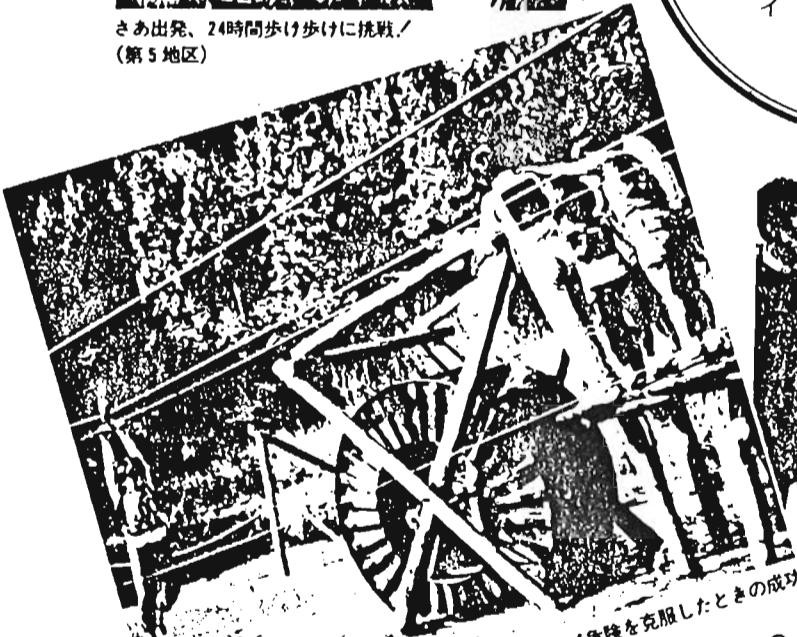


さあ出発、24時間歩け歩けに挑戦！ (第5地区)

各地区青少年
育成委員会は、団
体育成部会、生活環境
部会等を設置し、それぞ
の地域で、PTA・町会など
連携をとり、創意工夫をこらし、青少
年が健やかに育つために、愛の
バトロール、育成あいさつ
運動、ファミリーハイ
クなどの行事を実
践しています。



スタンプ、打ち合せとウリやろうぜ…
奮闘キャンプ (第6地区)



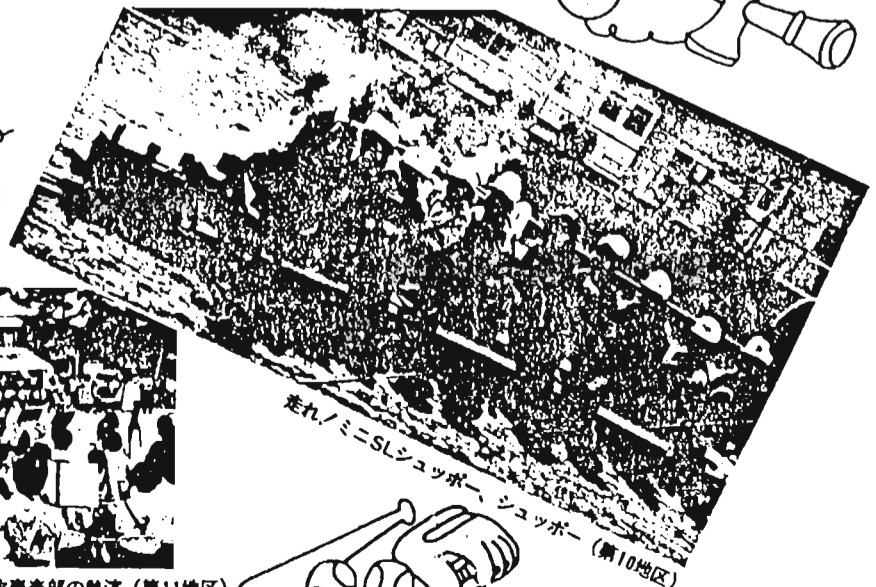
オットット！危険を克服したときの成功
感は大 (第7地区)



中学生は？ってよくいわれるけど、地域の清掃活
動は、おれ達が中心なんだゾーッ！ (第8地区)



先ず地域を知らなくては…地域探検ウオクラリー
(第9地区)



走れ！ミニSLシュッポ、シュッポ (第10地区)



社会を明るくする運動に一段…
兼鴨管楽器教室児童 (第12地区)



地域の人に音楽を…池袋中吹奏楽部の熱演 (第11地区)

